

大阪市環境局・大阪港湾局などとの「団体協議」

昨日 29 日 14 時から、大阪市役所で写真の「団体協議」を行った。私もメンバーである夢洲懇談会と大阪市環境局が 8 月 30 日に協議、9 月 5 日に再質問などを提出し、10 月 18 日に環境局長名「回答」があり再協議となった。

今回は環境局だけでなく、港湾局・IR 推進局・万博推進局にも参加してもらい、私も原告の一人である住民訴訟の争点に関わる問題などで「収穫」の多い協議であった。

回答書の項目に沿って、2 時間にわたり質疑を行った。まず夢洲 IR アセス方法書と万博アセスである。環境アセス法や愛知万博の経験を踏まえて、夢洲万博についての市民との「協議」の場を求めたが、残念なことになり一編の回答だった。万博へのイベント参加を呼びかけているが、開催地である夢洲の環境対策などの市民参加を訴えたのだが、残念である。

夢洲の IR 予定地の土地課題についての大阪市の公費負担については、私にとっては疑問に思っていたことが、港湾局の説明から「解明」できた。液化化や土壌汚染については公費負担をするが、地盤沈下については特定の場合を除いて公費負担が明記されていない。夢洲は埋立地であるから、地盤沈下は想定されるので、IR 事業者もその対策を踏まえて申請しているとのこと。基本協定書にも、それらしきことは書かれているが、非公開の「基本合意書」にどう記載されているかを知りたいと追及した。

夢洲の国際観光拠点の IR カジノには土地課題に公費負担して、国際物流拠点に対する施策との違いが明らかにされた。住民訴訟でも憲法 14 条の平等の原則に反すると訴えている。それと夢洲の IR 用地の工事は、PFI 方式ではないが、事業主体は大阪市、工事主体は SPC(IR 事業者)であると。事業主体の大阪市がどのように工事をチェックできるのか、これも「基本合意書」にどのように記載されているのか。

IR 用地の地盤改良事業が、環境アセスメントの対象でないとする根拠については、前回協議の議事要旨では次のように書かれていた。「地盤改良工事は、土地所有者として大阪市が主体となって土地造成のために実施する事業ということであり、IR 事業とは別事業であることから、環境影響評価の対象となっていない、というのが回答の趣旨である。環境影響評価の対象は同条例施行規則の別表 1 で規定されており、当該地盤改良工事等はそのいずれにも該当しない。」今回示された回答は液化化対策等にかかる施工区域の面積が 50ha 未満となるため、事業規模から大阪市環境影響評価条例の対象事業に該当しない、というものであった。事業規模が拡大したら対象になるのかと問うと、工事が「開発行為」にあたるかを計画調整局が判断するとのこと。続報していきたい。

(2022 年 11 月 30 日)

